

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長代行 理事 松野丈夫

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程の一部を改正する規程

国立大学法人旭川医科大学学長選考規程（平成17年旭医大達第34号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(学長候補者の選考)</p> <p>第3条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、<u>国立大学法人旭川医科大学学長選考・監察会議</u>（以下「<u>学長選考・監察会議</u>」という。）が定める基準により行う。</p> <p>2 <u>学長選考・監察会議</u>は、第2条に規定する学長の選考が行われたときは、当該選考の結果、その他文部科学省令で定める事項を遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>3 <u>学長選考・監察会議</u>は、第1項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>(学長候補者の推薦)</p>	<p>(略)</p> <p>(学長候補者の選考)</p> <p>第3条 学長候補者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、<u>国立大学法人旭川医科大学学長選考会議</u>（以下「<u>学長選考会議</u>」という。）が定める基準により行う。</p> <p>2 <u>学長選考会議</u>は、第2条に規定する学長の選考が行われたときは、当該選考の結果、その他文部科学省令で定める事項を遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>3 <u>学長選考会議</u>は、第1項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、遅滞なく公表しなければならない。</p> <p>(学長候補者の推薦)</p>

第4条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者（以下「学長候補適任者」という。）を推薦できる者（以下「推薦資格者」という。）から推薦を求めるものとする。

1～4（略）

5 学長選考・監察会議は、前項の規定を満たした者から、学長候補者となる意思の有無を確認し、意思があると確認できた場合は、履歴書及び業績調書を徴取するものとする。

6 推薦の手続き等に関し必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

第5条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、前条の規定にかかわらず、学長候補者を推薦することができる。

2 前項の推薦を行った学長選考・監察会議は、当該被推薦者から、学長候補者となる意思の有無を確認し、意思があると確認できた場合は、履歴書及び業績調書を徴取するものとする。

（推薦基準）

第6条 学長選考・監察会議は、学長候補者推薦基準を策定し、公示その他の方法により、推薦資格者に周知するものとする。

（学長候補者の調査）

第7条 学長選考・監察会議は、第4条及び第5条の規定により推薦のあった学長候補者について、経歴、業績等を調査するものとする。

（学長候補者の所信表明）

第8条 学長候補者は、学長選考・監察会議が設ける場において、所信を表明するものとする。ただし、やむを得ない事由により、所信を表明する場に出席できないときは、文書（学内限定のホームページで公開することを含む。）による所信を表明することができる。

（意向聴取）

第9条 学長選考・監察会議は、学長候補者が複数の場合には投票に

第4条 学長選考会議は、学長候補者の選考に当たり、学長候補者にふさわしいと思料される者（以下「学長候補適任者」という。）を推薦できる者（以下「推薦資格者」という。）から推薦を求めるものとする。

1～4（略）

5 学長選考・監察会議は、前項の規定を満たした者から、学長候補者となる意思の有無を確認し、意思があると確認できた場合は、履歴書及び業績調書を徴取するものとする。

6 推薦の手続き等に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

第5条 学長選考会議は、学長候補者の選考に当たり、前条の規定にかかわらず、学長候補者を推薦することができる。

2 前項の推薦を行った学長選考会議は、当該被推薦者から、学長候補者となる意思の有無を確認し、意思があると確認できた場合は、履歴書及び業績調書を徴取するものとする。

（推薦基準）

第6条 学長選考会議は、学長候補者推薦基準を策定し、公示その他の方法により、推薦資格者に周知するものとする。

（学長候補者の調査）

第7条 学長選考会議は、第4条及び第5条の規定により推薦のあった学長候補者について、経歴、業績等を調査するものとする。

（学長候補者の所信表明）

第8条 学長候補者は、学長選考会議が設ける場において、所信を表明するものとする。ただし、やむを得ない事由により、所信を表明する場に出席できないときは、文書（学内限定のホームページで公開することを含む。）による所信を表明することができる。

（意向聴取）

第9条 学長選考会議は、学長候補者が複数の場合には投票により意

より意向聴取を実施するものとし、学長候補者が1人の場合には、投票による意向聴取を実施することができる。

- 2 前項の意向聴取の対象者（以下「意向聴取対象者」という。）は、第4条第2項各号に掲げる者とする。
- 3 前2項の意向聴取の実施手続き等について必要な事項は、学長選考・監察会議が別に定める。

(略)

(学長予定者の決定)

第11条 学長選考・監察会議は、第9条の意向聴取の結果を参考にして、学長予定者を決定する。

(略)

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長選考・監察会議の議に基づき行わなければならない。

- 2 前条に規定する学長の任期を変更しようとするときは、学長選考・監察会議は、第9条に規定する意向聴取対象者の過半数の同意を得なければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議の議を経て学長選考・監察会議議長が別に定める。

(略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

【改正理由】

国立大学法人法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

向聴取を実施するものとし、学長候補者が1人の場合には、投票による意向聴取を実施することができる。

- 2 前項の意向聴取の対象者（以下「意向聴取対象者」という。）は、第4条第2項各号に掲げる者とする。
- 3 前2項の意向聴取の実施手続き等について必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(略)

(学長予定者の決定)

第11条 学長選考会議は、第9条の意向聴取の結果を参考にして、学長予定者を決定する。

(略)

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、学長選考会議の議に基づき行わなければならない。

- 2 前条に規定する学長の任期を変更しようとするときは、学長選考会議は、第9条に規定する意向聴取対象者の過半数の同意を得なければならない。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て学長選考会議議長が別に定める。

(略)